

# 平成29年山形村議会第3回定例会

## 議事日程（第1号）

平成29年9月5日（火曜日）午前 9時00分開会

開会宣告

開議宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

自 平成29年9月5日

(11日間)

至 平成29年9月15日

日程第 3 村長あいさつ

日程第 4 諸般の報告

日程第 5 行政報告

日程第 6 請願・陳情の委員会付託

日程第 7 報告第2号

《提案説明、質疑、討論、採決》

日程第 8 諮問第1号

《提案説明、質疑、委員会付託》

日程第 9 認定第1号

日程第10 認定第2号

日程第11 認定第3号

日程第12 認定第4号

日程第13 認定第5号

日程第14 認定第6号

認定第15 認定第7号

日程第16 議案第33号

日程第17 議案第34号

日程第18 議案第35号

日程第19 議案第36号

日程第 2 0 議案第 3 7 号  
日程第 2 1 議案第 3 8 号  
日程第 2 2 議案第 3 9 号  
日程第 2 3 議案第 4 0 号  
日程第 2 4 議案第 4 1 号  
日程第 2 5 議案の委員会付託

---

出席議員（12名）

1 番 大 池 俊 子 君	2 番 上 条 浩 堂 君
3 番 新 居 禎 三 君	5 番 小 林 武 司 君
6 番 籠 田 利 男 君	7 番 増 澤 武 志 君
8 番 大 月 民 夫 君	9 番 西 牧 一 敏 君
1 0 番 竹 野 入 恒 夫 君	1 1 番 赤 羽 千 秋 君
1 2 番 三 澤 一 男 君	1 3 番 平 沢 恒 雄 君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 本庄利昭 君	教 育 長 根橋範男 君
代 表 監 査 員 笹野初雄 君	会 計 管 理 者 小林好子 君
総 務 課 長 赤羽孝之 君	税 務 課 長 村田鋭太 君
住 民 課 長 塩原美智代 君	保 健 福 祉 課 堤 岳志 君
子 育 て 支 援 課 長 百瀬尚代 君	保 育 園 長 宮澤寛徳 君
産 業 振 興 課 長 藤沢洋史 君	建 設 水 道 課 長 篠原雅彦 君
教 育 次 長 上條憲治 君	総 務 課 長 宮越卓也 君
	財 政 係 長

---

事務局職員出席者

事務局長 旗町通憲 君

書記 神通川直美 君

---

◎開会宣告

○議長（平沢恒雄君） おはようございます。

これより、平成29年第3回山形村議会定例会を開会いたします。

本日の会議に先立ちまして、傍聴人に申し上げます。議会傍聴規則により、撮影、録音等をする場合は事前に許可が必要となります。

なお、報道関係者から取材の申し込みがありましたので、これを許可しました。

---

◎開議宣告

○議長（平沢恒雄君） 全員が出席で定足数に達しておりますので、直ちに本会議に入ります。

（午前 9時00分）

---

◎議事日程の報告

○議長（平沢恒雄君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（平沢恒雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、2番、上条浩堂議員、3番、新居禎三議員を指名します。

---

◎会期の決定

○議長（平沢恒雄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

過日開催の議会運営委員会において、本定例会の会期を本日から9月15日までの11日間にすべきものと決定しましたが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) 異議ないものと認めます。よって、今議会定例会の会期は、本日から9月15日までの11日間と決定いたしました。

---

◎村長招集あいさつ

○議長(平沢恒雄君) 日程第3、村長より招集のあいさつをお願いします。  
本庄村長。

(村長 本庄 利昭君 登壇)

○村長(本庄利昭君) 議員の皆様、おはようございます。

本日は、平成29年第3回山形村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には全員のご出席を賜り、まことにありがとうございます。

今、山形村は、さわやかな秋の風が稲穂を揺らす季節を迎えております。

さて、近年、全国では恒常的に大規模な自然災害が発生しております。本年も7月5日・6日、福岡県・大分県を中心に九州北部豪雨災害が発生し、36名の方が犠牲となり、いまだに行方不明の方もございます。復旧の目途も立たない地区もございす。犠牲になられた方のご冥福と、1日も早い復旧をお祈りするところであります。

過日の8月29日早朝、北朝鮮による弾道ミサイルの発射に伴い、長野県下も全国瞬時情報システムのJアラートによる緊急放送の告知があり、当村でも非常事態に備え対策本部を設置いたしました。

我が国を取り巻く現状も、領土問題や不安定な朝鮮半島の情勢など、平和が脅かされることが危惧される状況にあります。

全国瞬時情報システムの運営方法など、危機管理にかかわる新たな課題も提起されているところであります。

当村では、大規模な自然災害に備え、山形村地震総合防災訓練を9月3日に実施いたしました。一時避難訓練では約2,400人の皆さんに参加をいただき、また、本年度導入しました防災メールシステムを使い、登録をいただいている528人の村民の方に災害情報を携帯電話に送信する訓練も行いました。

安全・安心の村づくりは協働で取り組む課題でありますので、村民の皆様には、自助・共助の充実と連携をお願いしてまいりたいと考えております。

さて、今定例会は、報告1件、同意1件、諮問1件、認定7件、議案9件、合計

19件の案件を上程いたしました。よろしくご審議をいただきますようお願いいたします。

最後に、議員の皆様には、議会の立場で、村民の皆様の多様な意見を把握され、村政の発展にご尽力を賜りますことをお願い申し上げまして、招集のあいさつといたします。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（平沢恒雄君） 日程第4、諸般の報告を行います。

議長活動状況の報告につきましては、印刷してお手元に配付のとおりですので、ご了承ください。

例月出納検査結果以下の報告につきましては、議会事務局から報告させます。

神通川書記。

（事務局書記朗読）

---

#### ◎行政報告

○議長（平沢恒雄君） 日程第5、行政報告を行います。

村長より報告願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 工事の発注状況についてであります、お手元に配付されております資料の「工事の発注状況」をご覧ください、報告にかえさせていただきます。よろしく願いいたします。

---

#### ◎請願・陳情の委員会付託

○議長（平沢恒雄君） 日程第6、請願・陳情の委員会付託を行います。

本日まで受理しました請願・陳情は、29請願第4号、5号、6号と、29陳情第2号の4件であります。

書記をして件名の朗読を行います。

神通川書記。

(事務局書記朗読)

○議長(平沢恒雄君) ここで本請願の紹介議員より、内容説明を求めます。

29請願第4号について、内容説明を求めます。大池俊子議員、説明願います。

大池俊子議員。

(1番 大池俊子君 登壇)

○1番(大池俊子君) それでは「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願」についての説明をしたいと思います。

請願事項としまして、平成30年度予算編成の件について、以下の内容の意見を県及び関係行政機関長宛てに提出していただきたいということで、教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元するという事です。

請願理由については、詳しいことは請願書に書いてありますが、大まかに言って、この請願については、ずっと毎年出ていますが、なかなか改善されていません。義務教育費国庫負担制度の意義については、文書に書いてありますように、憲法の要旨に基づく義務教育費の根幹である機会均等、水準の維持、無償性を支える。

2つ目が、教職員の確保、適正配置、資質向上、「教育は人なり」といわれるように、これを堅持するという事です。

3つ目は、そのために必要な財源を安定的に確保するという事で、自治体の財政力によらず子どもたちが等しく教育を受ける権利を保障するためにも、ぜひ毎年出ておりますが、十分な審議をしていただき、この意見書を国へ上げていただくよう、よろしくお願いします。

○議長(平沢恒雄君) 次に29請願第5号について、内容説明を求めます。大池俊子議員、説明願います。

大池俊子議員。

(1番 大池俊子君 登壇)

○1番(大池俊子君) 「国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める請願」ということで、この件についても毎年上がってきています。

今、長野県でも平成25年度に35人学級を中学3年まで拡大し、小中学校全学年で35人学級となっています。山形村でも、いち早くこの少人数学級、35人学級というのを取り上げました。村費で教職員を採用するというのが何年も続きました。

国でこの制度を取り入れ30人規模学級とすれば、村での負担はなくなります。県の負担もなくなるということです。

村でも、今年から全県に先んじて1年生に30人学級を導入していますが、国でもこの教育予算を上げてもらえば村の負担も少なくなるということで、ぜひこの意見書を国へ上げていただきたく、慎重な審議をよろしくお願いします。

○議長（平沢恒雄君） 次に、29請願第6号について、内容説明を求めます。西牧一敏議員、説明願います。

西牧一敏議員。

（9番 西牧一敏君 登壇）

○9番（西牧一敏君） それでは「長野県梓川高等学校の存続・発展を求める意見書を長野県知事に提出するよう求める請願」について説明をさせていただきます。

お手元に請願の趣旨、内容はありますので、大まかに説明させていただきます。

長野県梓川高等学校は、南安曇農蚕学校と東筑摩西部農産学校を母体として、設立107年の歴史を刻んできました。

その中で、幾多の山形村の卒業生もおるわけですが、現在、在校生約6割が梓川高等学校のある波田、そして隣接する鉢盛、梓川、高綱、安曇中学校からの出身者で占めているわけですが、

地域の中においては、非常に重要な位置づけにありまして、西部地区、この西側の地域において、県立としてあるということからいったときに、梓川高等学校というのは非常に存在のある高校であるということでございます。

現在、梓川高等学校は、中山間地域立校、1学年から3、4学級、定員160人以下に位置づけされていますが、松本市の西部地域にある唯一の県立高等学校として、「私たちも地域と連携をさらに強化し、梓川高等学校発展のため努力してまいります」ということで、現在生徒数が1学年160名、学級数が1学年4学級を維持し、学校が存続できますよう、格段のご理解とご支援をお願いしたいということでございます。皆さんのご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（平沢恒雄君） 本日提案されました請願3件、陳情1件については、会議規則第92条の規定により、お手元に配付の請願・陳情付託表のとおり、所管の常任委員会に付託し、審査願うことにいたします。



◎報告第2号

○議長（平沢恒雄君） 日程第7、報告第2号「平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」議題とします。村長より報告を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 報告第2号「平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」の説明を申し上げます。

「地方公共団体の財源の健全化に関する法律」第3条第1項の規定により、財政の早期健全化、財政の再生に関する指標であります実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4指標による健全化判断比率を監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。

実質赤字比率と連結実質赤字比率は赤字がないため、前年度と同様数値なしとなりました。実質公債費率は前年度に比べ0.4ポイント上昇して3.3%となりましたが、早期健全化基準には該当しませんでした。また、将来負担比率は前年度と同様に数値なしとなりました。

次に、同じ法律の第22条第1項の規定により、公営企業の経営健全化に関する指標ではありますが、資金不足比率を監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。

資金不足比率は水道事業、下水道事業及び清水高原簡易水道の3公営企業会計とも、資金不足は生じていないため、前年度と同様に数値なしとなり、いずれも経営健全化基準には該当しませんでした。

以上でございます。

○議長（平沢恒雄君） 村長の説明が終了しました。詳細説明があれば、これを許します。

赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） ありません。

○議長（平沢恒雄君） ここで、代表監査委員より、平成28年度決算に基づく健全化判断率及び資金不足比率の審査意見について報告をお願いします。

笹野代表監査委員。

（代表監査委員 笹野初雄君 登壇）

○代表監査委員（笹野初雄君） 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1

項及び第 22 条第 1 項の規定に基づきまして審査に付された「平成 28 年度山形村決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類」について審査をいたしましたので、審査意見書についてご報告申し上げます。

初めに「平成 28 年度山形村健全化判断比率審査」でございますが、審査の概要ですが、村長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として審査を実施しました。

審査の結果、審査に付された健全化判断比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。実質赤字比率、連結実質赤字比率はともにございません。実質公債費率は 3.3% となっております。

個別意見としましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率とも、該当比率がございません。実質公債費率につきましては、3.3% であり、早期健全化基準の 25% の範囲内にあると認められました。

また、将来負担比率は数値なしであります。

このことから、是正・改善を要する事項は特に指摘する事項はございません。

次に「平成 28 年度山形村資金不足比率審査」でございます。

審査の概要ですが、村長から提出されました資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として審査をいたしました。

審査の結果、審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。

清水高原簡易水道特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計とも、資金不足比率は発生しておりません。このことから、是正・改善を要する事項は、特に指摘する事項はございません。

以上、審査意見のご報告を申し上げます。

○議長（平沢恒雄君） 平成 28 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見についての報告が終わりました。

それでは、報告第 2 号についての質疑を行います。質疑のある議員の発言を許します。

質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑もないようですので、質疑を終結します。

以上で報告第 2 号は終了いたします。

---

◎諮問第1号

○議長（平沢恒雄君） 日程第8、諮問第1号「人権擁護委員候補の推薦について」を議題とします。村長より提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 諮問第1号であります「人権擁護委員候補者の推薦について」の提案説明を申し上げます。

法務大臣から人権擁護委員として委嘱されている大角郁子氏について、本年12月31日に任期が満了しますので、長野地方法務局長から次期委員候補者の推薦依頼がありました。

つきましては、人権擁護委員の候補者として、引き続き大角郁子氏を再推薦いたしたく、人権擁護委員法の第6条第3項の規定に基づき、法務大臣に推薦するにあたり、議会の意見を求めるものであります。

同氏におかれましては、平成27年1月1日から1期、人権擁護委員として活動され、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護についての理解があり、適任であると考えますので、よろしくご審議をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（平沢恒雄君） 村長の説明が終了しました。

ただいま議題としました諮問第1号の議案審査についてお諮りします。

議会運営委員会において、諮問第1号につきましては、委員会付託を省略し、議会全員協議会を開催して詳細説明を受けることと決定しましたが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） 異議ないものと認めます。

よって、ただいま議題としました諮問第1号につきましては、委員会付託を省略して、議会全員協議会において詳細説明を受けることに決定しました。

ここで、休憩をします。

休憩。

（午前 9時27分）

---

○議長（平沢恒雄君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

（午前 9時34分）

---

○議長（平沢恒雄君） それでは、先ほど議題といたしました日程第8、諮問第1号について、質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑もないようですので、質疑を終結します。

続いて、討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 討論ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

諮問第1号について、原案のとおり答申することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（平沢恒雄君） 起立全員であります。よって、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」は原案のとおり答申することに決定しました。

---

◎認定1号から認定7号

○議長（平沢恒雄君） 日程第9、認定第1号から、日程第15、認定第7号までを一括議題とします。書記をして各議案の朗読を行います。

神通川書記。

（事務局書記朗読）

○議長（平沢恒雄君） ただいま一括議題といたしました認定第1号から認定第7号までの議案について、村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 認定第1号から認定第7号までの平成28年度決算7件について提案説明を申し上げます。

山形村の平成28年度の一般会計1会計、特別会計3会計、公営企業会計3会計の

計7会計の決算について、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付して、議会の議決に付すものでございます。

決算の金額は「実質収支に関する調書」及び「地方公営企業決算の状況」に沿って、千円単位で申し上げます。

まず、認定第1号「平成28年度山形村一般会計歳入歳出決算認定について」であります。

一般会計の決算は、歳入総額が38億1,427万7,000円、歳出総額が36億3,803万8,000円となり、歳入歳出差引額と実質収支額は1億7,623万9,000円の黒字となりました。

次に、認定第2号「平成28年度山形村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」であります。

国民健康保険特別会計の決算は、歳入総額が11億4,633万2,000円、歳出総額11億2,466万8,000円となり、歳入歳出差引額と実質収支額は2,166万4,000円の黒字となりました。

次に、認定第3号「平成28年度山形村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」であります。

後期高齢者医療特別会計の決算は、歳入総額が6,508万2,000円、歳出総額が6,495万5,000円となり、歳入歳出差引額と実質収支額は12万7,000円の黒字となりました。

次に、認定第4号「平成28年度山形村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」であります。

介護保険特別会計の決算は、歳入総額が7億3,663万1,000円、歳出総額が7億833万6,000円となり、歳入歳出差引額と実質収支額は、2,829万5,000円の黒字となりました。

次に、認定第5号「平成28年度山形村清水高原簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について」であります。

清水高原簡易水道特別会計の決算は、歳入総額が4,612万2,000円、歳出総額が4,553万1,000円となり、歳入歳出差引額と実質収支額は、59万1,000円の黒字となりました。

次に、認定第6号「平成28年度山形村水道事業会計決算認定について」であります。地方公営企業法を適用する水道事業会計の収益は、税抜きで申し上げます。

収益的収支の総収益が2億602万9,000円、総費用が1億6,714万3,000円となり、純利益は3,888万6,000円となりました。これに前年度繰越利益剰余金の2,465万4,000円を加え、当年度未処分利益剰余金は6,354万円となりました。

次に、資本的収支は、税込みで申し上げます。

資本的収支の資本的収入が121万2,000円、資本的支出が5,793万8,000円となり、差引不足額は5,672万6,000円となりました。この不足額は、過年度分損益勘定留保資金5,620万1,000円と消費税資本的収支調整額52万5,000円で補填いたしました。

次に、認定第7号「平成28年度山形村下水道会計決算認定について」であります。

下水道事業会計は、平成28年度より地方公営企業法の一部適用とし、最初の決算となりました。収益は、税抜きで申し上げます。

収益的収支の総収入が4億5,401万6,000円、総費用が4億1,515万6,000円となり、特別損失を引いた純利益は3,886万円となりました。これに前年度繰越利益剰余金の1,286万6,000円を加え、当年度未処分利益剰余金は5,172万6,000円となりました。

次に、資本的収支は、税込みで申し上げます。

資本的収支の資本的収入が8,108万6,000円、資本的支出が2億3,461万3,000円となり、差引不足額は1億5,352万7,000円となりました。この不足額は、過年度分損益勘定留保資金1億1,580万6,000円と当年度分損益勘定留保金資金3,745万4,000円と消費税資本的収支調整額26万7,000円でそれぞれ補填をいたしました。

以上、認定第1号から認定第7号まで、平成28年度決算7件について、その概要を申し上げます。

なお、詳細につきましては、平成28年度決算を調製しました会計管理者から説明をすることといたします。

ご審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（平沢恒雄君） 次に、小林会計管理者より、認定第1号から認定第7号までの議案について、決算書の説明を求めます。

小林会計管理者。

（会計管理者 小林好子君 登壇）

○会計管理者（小林好子君） それでは、平成28年度の各会計の決算についてご報告申し上げます。

初めに一般会計から申し上げます。この中には繰越明許費を含んでのご報告とさせていただきます。

各款の決算額については、決算説明書9ページから11ページをご参照ください。

予算は平成27年度と比較して、歳入歳出ともに6,108万5,000円減の37億1,372万

3,000円でした。

以下、前年度、平成27年度と比較しながら、千円単位でご報告いたします。

それでは、歳入の関係から申し上げます。

収入済額は平成27年度と比較し、106万4,000円減の38億1,427万7,000円でした。

収入の主なものを構成比で申し上げますと、地方交付税34%、地方税26.3%、地方債8.9%、国庫支出金7.8%となっております。金額の大きいところでは、村税が10億225万7,000円と、2,574万2,000円の増となっております。

まず村民税ですが、1,734万9,000円の増となりました。5年ほどさかのぼって見ましても年々増加の傾向にあり、村民の皆様の所得増加によって村民税所得割が増加しているものと思われまます。

固定資産税は4億2,999万2,000円で、465万9,000円の増でした。平成27年度は評価替によって収入額も減額となりましたが、平成28年度においては住宅等建物の新築等があったことにより増額に転じたものと考えられます。

軽自動車税は571万7,000円の増となりましたが、これは、平成28年度から施行された税率の変更が要因であります。

また、決算審査報告書にもございますとおり、収入未済額が前年度より408万7,000円減の3,303万1,000円となりまして、徴収率も0.6%アップしております。これは、税務課等関係職員の努力の成果と思われまます。

また、地方譲与税、地方消費税交付金、地方交付税などはそれぞれ平成27年度と比較いたしますと減額となっており、2款の地方譲与税から10款交通安全対策特別交付金まで、トータル9,382万4,000円減になりました。中でも地方譲与税交付金の1,494万7,000円減、地方交付税の7,318万9,000円減は、地方交付税を財源として大きく依存している本村としては大きな痛手であります。また、この地方交付税は平成27年度に行われた国勢調査による人口を基礎算定数値をしているため、人口の減少が数値としてあらわれたということもいえると思ひまます。

使用料及び手数料は9,833万4,000円で、441万4,000円の減となりました。平成27年度までテレビ松本からの収入金を情報センター使用料として収入しておりましたが、平成28年度からは受入科目を変更し、諸収入の総務収入金として388万8,000円を収入したことが要因となっております。

国庫支出金は、前年度より857万減となっております。子どものための教育・保育給付費負担金やグリーンロードに係る社会資本整備総合交付金など増額になった科目も

ございましたが、児童手当費負担金や社会保障・税番号システム整備費補助金の減、また、平成27年度事業で行ったふれあい児童館改修が事業終了し、子ども子育て支援整備交付金等が減額となったところであります。

繰越明許においては地方公共団体情報セキュリティ強化対策補助金、地方創生加速化交付金で828万5,000円、臨時福祉給付金に係る補助金で2,274万2,000円が収入となっております。

県支出金においては116万9,000円増の2億813万8,000円でした。科目により増減がございますが、平成28年度に行った人権フェスティバルに係る委託金、また、参議院議員選挙に係る委託金などが新たに収入となったところであります。

財産収入は754万4,000円で、111万1,000円の減ですが、平成27年度には東京電力送電線下の立木伐採に係る売り払い収入137万8,000円があり、平成28年度においてはこのような事例がございませんでした。

繰入金は、特別会計や基金からの繰り入れで7,331万1,000円となりましたが、1,113万7,000円の減となりました。

繰越金は、2億121万6,000円で6,140万円の増となっております。

諸収入は、7,573万9,000円で7,484万5,000円の減ですが、これは、平成27年度事業のプレミアム商品券の販売収入金が減となったことが要因です。

地方債におきましては、防災行政無線整備事業に2億460万円、グリーンロードに係る道路舗装補習事業に1,690万円、臨時財政対策債として1億1,756万3,000円を新たに借り入れし、合計3億3,906万3,000円で、平成27年度と比較して1億525万2,000円の増となっております。

歳入は以上でございます。

続いて歳出ですが、支出総額は36億3,803万8,000円で、前年度と比較し2,391万3,000円の増となりました。

主な構成比は、民生費28.9%、総務費25.1%、土木費10.8%、衛生費7.9%、教育費7.3%、公債費7.2%となっております。

初めに議会費ですが、前年度に比べ578万円の減となっております。これは、議員共済負担金の負担率に変更となったことによるものです。

総務費では、支出総額9億1,389万5,000円となりまして、1億4,096万5,000円の増でございます。これは、防災行政無線整備事業に係る経費として防災諸費で2億1,300万円ほど、情報センター費として1,441万2,000円が支出され、スカイランドきよみず



の施設更新で1,933万2,000円、雨氷災害によるスカイランドきよみずへの休業補償として326万7,000円、路線バス補助金に131万4,000円。公共施設等総合管理計画策定業務委託料に375万8,000円、戸籍、住民票、印鑑証明などのコンビニ交付に係るシステム委託料として2,432万円、村長選挙、参議院選挙で699万1,000円、また、平成28年4月に起こった熊本地震への義援金55万円も総務費から支出されております。繰越明許としては、情報システム強靱化向上対策業務委託料として3,518万5,000円、公用車購入に313万2,000円などが支出されております。

次に民生費ですが、決算額10億5,253万8,000円で、前年度と比較して1,255万3,000円の増となっております。

要因としては、自立支援事業扶助費が1億5,708万3,000円で1,400万円ほどの増、医療給付費では平成28年4月より子ども医療扶助費の対象年齢が18歳まで拡大したことや子ども医療費・心身障害者医療費・母子父子家庭等医療費の増により445万円ほどの増、障害児通所給付費が711万2,000円で578万円ほどの増などがあり、扶助費に係る費用年々増額している傾向にあります。また、保育園での保育室へのエアコン設置に係る299万9,000円や地域介護・福祉空間整備推進事業で330万7,000円に支出、介護保険への繰出金で853万円の増なども要因の一部であります。臨時福祉給付金は繰越明許費と合わせ2,528万7,000円の支出となっており、平成27年度と比較し1,986万3,000円の増となりました。

また、減額となったものもあり、平成27年度事業のふれあい児童館改修事業の5,576万円、子育て世帯臨時特例給付金の431万1,000円は、事業終了で減となっております。

衛生費は、決算額2億8,921万円で、前年度より910万7,000円の増でした。

保健衛生費全体では58万3,000円ほど減額となっておりますが、予防接種委託料・検診委託料で62万円、養育医療給付費で86万円ほど増額、後期高齢者医療に係る負担金等で878万2,000円の増となりました。環境衛生費では環境基本計画作成委託料が平成27年度事業完了により199万8,000円の減となっております。

清掃費では、松塩地区広域施設組合負担金が5,217万5,000円で783万1,000円の増、一般廃棄物処理基本計画策定業務委託料では708万4,000円を新規に支出しております。

労働費につきましては、決算額143万1,000円で前年度と同額、支出内容についても同様でございました。

農林水産業費は、6,086万3,000円減の1億6,724万8,000円でした。

農業振興費の平成27年度事業、6次産業化ネットワーク活動交付金2,882万4,000円は減額となり、ライスセンター施設更新補助金308万5,000円が新たに執行されました。

畜産業費では、平成28年度は中信農業共済組合家畜診療所負担金63万6,000円の支出がなく、農地費の平成27年度に繰り上げ償還した国営二期土地改良事業に係る負担金8,161万1,000円が皆減となりました。かわって、多面的機能支払交付金事業として平成27年度からの継続で「竹田地区水と環境を守る会」へ596万2,000円の支出、「山形村みどりと環境を守る会」へ2,597万7,000円が新規事業として支出されました。

また、農業技術センター費では、気象観測装置の再検定委託料237万6,000円、気象情報関係修繕料242万4,000円が増額の要因となっております。

林業費では、森林環境保全直接支払支援事業523万3,000円が新規事業として執行され、林道等維持管理工事では352万4,000円の減、また、林道堂ヶ入線整備事業工事530万2,000円は平成27年度で事業完了となっております。

次に商工費ですが、決算額5,609万6,000円で132万1,000円の増でした。住宅リフォーム事業補助金が最終年度ということもあってか、前年度比160万円ほどの増となり、商工会への補助金は100万円増額、平成27年度の観光パンフレットデザイン作成委託料24万9,000円は皆減となりました。

土木費は、3億9,431万6,000円で3,073万3,000円の増となりました。

道路維持費では、国庫補助金を使つてのグリーンロード舗装補修工事に2,994万8,000円、また、除雪・凍結防止に係る委託料に904万3,000円、地域づくり要望によって行った道路の舗装修繕に1,023万8,000円、簡易舗装道路に405万円、交通安全のための路面標示に112万3,000円、カーブミラー等の設置に152万3,000円、砂利道整備に36万7,000円、舗装補修や歩道の修繕、水路補修・側溝の修繕等に237万円などを支出しております。

また、道路新設改良費においては、やはり地域づくり要望による道路改良1,018万4,000円や今後の事業に係る測量委託料に90万7,000円ほどが予算執行されました。

河川改良費では、水路改修などに152万2,000円を支出しております。

平成28年度は地域づくり要望関連で防犯灯設置なども含め、3,285万7,000円ほどが予算執行されております。

次に消防費ですが、決算額1億3,545万円で1,058万円の増となりました。これは、消防団員全員に活動服を新調し682万円ほど支出、松本広域連合への消防負担金が278

万円ほど増額となったことなどが要因の一部といえます。

教育費は、4,342万6,000円の減で、決算額2億6,483万4,000円となりました。小学校の枝垂桜樹勢回復工事、校内放送設備取換工事、渡り廊下屋上防水工事などで441万7,000円ほど新規事業があり、また、給食室の給湯ボイラー更新・トイレ改修などでも621万支出しました。

社会教育費では、地方創生推進交付金を使った図書館費、DVD変換業務委託料や図書、AVの購入に300万円ほど、トレーニングセンター南側駐車場補修工事に317万5,000円などの新規事業がございましたが、平成27年度に行った館報やまがた縮刷版の印刷356万4,000円や宝くじまちの音楽会関連の219万8,000円が皆減、鉢盛中学校維持経営分担金が前年度より964万円減額となりました。また、平成27年度地域コミュニティ再生事業により行った小学校図書館改修事業など各種の事業3,974万9,000円ほどが、決算額の減となった大きな要因と思われます。

次に、災害復旧費です。平成28年1月の雨水災害関連の事業です。

平成27年度はスカイランドきよみずのボイラー交換、林道の災害復旧、支障木の処理、村道の支障木除去等で4,752万8,000円予算執行いたしました。平成28年度は林道施設災害復旧工事、道路安全施設復旧工事等で3,159万3,000円を支出し、1,593万5,000円の減となっております。

続いて、公債費です。前年度5,538万4,000円減の2億6,071万8,000円でした。平成27年度は平成17年度借り入れの臨時財政特例債の元金6,100万円を繰り上げ償還しましたが、28年度には繰り上げ償還は行いませんでした。

諸支出金については、決算説明書111ページにございますとおり、財政調整基金に8,306万5,000円、公共施設整備基金に7,740万5,000円等を積み立てております。

歳入歳出差引残高は1億7,623万9,000円となり、実質収支額についても同額となりました。

以上述べましたとおり、行政需要の増加に伴う扶助費等の給付関係の支出や経常経費なども今後増加すると見込まれる中、地方交付税等の大幅な増額は期待できないものと思われ、本村の財政事情もますます厳しくなろうかと思われま。

以上で一般会計の説明を終わります。

次に、国民健康保険特別会計についてご説明申し上げます。

予算は、歳入歳出ともに11億8,399万2,000円で、前年度比8,385万5,000円の減でございました。

歳入であります。歳入総額11億4,633万2,000円で、1億2,605万6,000円減額となっております。

まず、保険税についてですが、前年度比610万円増の2億8,140万1,000円でした。決算審査報告書にもございますとおり、徴収率についても全体で85.9%と前年度より2.8%アップしているところです。これは、特に現年課税分の徴収率が96.6%と前年より大きく上がったことが要因と見られ、税務課等関係職員の努力の成果によることであると思われま。

国庫支出金は、431万8,000円減の2億2,123万6,000円でした。これは、医療費の支払い状況によって決定される部分もあり、平成27年度は医療費の支払いが多額であったことから平成28年度は減額となったものであります。

また、国庫補助金の中で特別調整交付金が211万円ほど増額となっておりますが、これは、主に20歳未満及び未就学児の被保険者が多いことによるものです。

県支出金においても国庫金と同様2,198万6,000円減の5,972万7,000円でした。

療養給付費は、退職被保険者数が制度により年々減少していくことから、収入済額1,427万4,000円で1,089万3,000円の減でした。

前期高齢者交付金は、3,376万円減の2億1,481万3,000円となりました。

共同事業交付金は、2億5,865万1,000円で1,005万7,000円の増で、保険財政共同安定化事業交付金の対象範囲が平成27年度から全レセプトが対象となり、平成27年度の交付金が平成26年度より増額となったわけですが、平成28年度はこれを上回るレセプト数だったと考察されます。

繰入金は、1,978万6,000円減の5,834万3,000円で、これは平成28年度支払準備基金からの繰り入れが2,000万円で前年度より2,000万円少なかったことが要因です。

繰越金は、5,220万5,000円減の3,576万2,000円となっております。

続いて、歳出であります。支出総額11億2,466万8,000円で、前年度比1億1,195万7,000円の減でした。

初めに保険給付費ですが、6,881万9,000円減の6億4,336万7,000円でした。これは全支出の57.2%を占めております。歳入で一部触れましたが、平成28年度は前年度に比べ療養給付費が下がっておりまして、このため歳出においても一般分、退職分ともに減額になったものであります。

高額療養費についても、この影響によって1,137万7,000円減の7,631万9,000円となりました。後期高齢者支援金は全体の11.8%を占めておりますが、昨年度と大幅

な支出の増減はなく、1億3,307万8,000円でした。

介護納付金は、406万円減の4,793万5,000円でした。共同事業拠出金は、2億7,192万7,000円で全体の27.2%を占めております。

基金積立金では、支払準備基金積立金に1,800万円を積み立てました。

歳入歳出差引残高は2,166万4,000円となり、実質収支額も同額となっております。

以上で国民健康保険特別会計の説明を終わります。

続いて、後期高齢者医療保険特別会計についてご説明申し上げます。

予算は、歳入歳出ともに88万9,000円増の6,523万6,000円でした。

初めに、歳入ですが、総額6,508万2,000円となっております。

保険料収入は、特徴・普徴合わせて4,813万6,000円となっております。平成28年度の保険料率は均等割・所得割ともに増額改定をしましたが、収入額については総額6万4,000円ほど減少しました。これについては、所得割分の保険料額が下がったためと思われま。被保険者数は28人増となっております。

収納率は特徴分100%、普徴分全体で99%と、前年対比0.8%減となっております。

保険安定基盤分の一般会計からの繰入金は75万6,000円増の1,680万7,000円でした。

次に、歳出ですが、総額6,495万5,000円を支出いたしました。

主たる支出は、広域連合納付金の6,494万2,000円で、69万8,000円の増でした。

歳入歳出差引残高は12万7,000円で、実質収支額も同額です。

以上で後期高齢者医療特別会計の説明を終わります。

次に、介護保険特別会計についてご説明申し上げます。

予算は歳入歳出ともに7億2,606万7,000円で、前年度比4,305万6,000円の増となっております。

初めに歳入ですが、歳入総額7億3,663万1,000円で、5,010万4,000円の増でした。

保険料は、収入済額1億6,723万1,000円で、708万7,000円の増でした。徴収率は、全体で97.4%と前年度より0.1%下がりました。負担率に変更はありませんが、特別徴収分で被保険者数が160名ほど増えております。

国庫支出金は1,222万5,000円増の1億5,618万2,000円で、これは、介護給付金の増による負担金の増であります。

支払基金交付金は、1億9,201万5,000円で、1,509万7,000円の増。また、県支出金についても国庫金と同様で840万6,000円増の1億92万円でした。

繰入金は、一般会計繰入金として1億751万5,000円を繰り入れ、1,353万2,000円の増となりました。支払準備基金からの繰り入れはありませんでした。

繰越金は、602万1,000円減の920万6,000円でした。

続いて歳出ですが、支出総額7億833万6,000円で、前年度比3,101万6,000円の増でした。

総務費は1,179万5,000円で、187万3,000円の増となりましたが、これは介護保険事業計画見直しに係る委託料や認定調査委託料の増などが要因として考えられます。

保険給付費は、2,907万2,000円増の6億6,102万1,000円でしたが、訪問介護で670万2,000円や通所リハビリで383万円、福祉用具貸与で309万6,000円、また、地域密着型通所介護サービスで約500万円、施設介護サービスの「介護老人福祉施設」で1,263万3,000円など、介護給付費が増額となったことが要因です。

基金積立金は前年度比301万2,000円減の461万円を積み立てました。

地域支援事業費は220万5,000円増の2,426万円でした。

諸支出金は653万5,000円で246万円の増ですが、これは国庫支出金の過年度分の返還金分です。

繰出金は11万3,000円で158万3,000円の減となりました。

歳入歳出差引残高は2,829万5,000円で、実質収支額も同額です。

以上で、介護保険特別会計の説明を終わります。

次に、清水高原簡易水道特別会計でございます。

予算は歳入歳出ともに4,603万3,000円で、前年度比3,002万4,000円の増でした。

歳入では、収入総額4,612万2,000円で、2,892万7,000円の増でした。

使用料は137万4,000円減の607万9,000円でした。徴収率は、現年分は99.4%となっておりますが、滞納繰越分についての徴収がなかったことから、全体では97.8%と前年度より0.8%下がりました。

繰入金は一般会計から688万6,000円と建設改良基金から500万円で1,188万6,000円となっております。基金の繰り入れは、導水管敷設事業を行うにあたっての基金取り崩しです。

また、導水管敷設にあたり、村債として管理水道事業債で1,320万円、辺地対策事業債で同じく1,320万円を借り入れしております。

歳出は、総額4,553万1,000円で、前年度比3,014万円増でした。

平成28年度においては、主として導水管敷設事業に係る測量設計委託やその工事

請負費として3,272万4,000円を支出しております。また、平成28年1月の雨水被害に係る修繕については事業完了しており、その他については大幅な増減の要因ありませんでした。

歳入歳出差引残高は59万1,000円で、実質収支額も同額です。

以上で、清水高原簡易水道特別会計の説明を終わります。

次に、公営企業会計についてであります。

公営企業については建設水道課の所管ですが、収入支出について会計で取り扱いをしているため、私の方から概略についてご説明を申し上げます。

初めに、水道事業会計です。

水道事業会計の3条予算の収益的収支の収入では、事業収益は2億602万9,000円で、前年度と比べ794万増額となっております。このうちの営業収益が759万5,000円増となり1億9,335万2,000円で、営業外収益は34万5,000円の増で1,267万6,000円でした。給水人口の微増などによって給水戸数も増となるなど、収益増の一部要因と考えられます。

水道料は、現年度、過年度合わせまして税込み2億469万1,000円で、徴収率は97.4%と前年度よりも0.8%上がっております。徴収に取り組む職員各位の努力の成果のあらわれです。

水道事業費用は、1億6,714万2,000円で315万7,000円増となりました。

決算説明書にもございますが、一次側の漏水箇所をこまめに修理するなどの修繕に係る工事が行われました。また、経営戦略策定に450万円ほど費やし、将来に向けた計画を策定いたしました。

減価償却費は370万7,000円の減、企業債利息は116万5,000円の減となりました。

次に資本的収支についてですが、資本的収入額が消費税を含んだ額で消火栓3基の取りかえによる他会計からの負担金として121万2,000円ございました。

資本的支出額では、総額税込み5,793万8,000円で、前年対比1,127万5,000円の減となりました。配水設備費として唐沢配水池濁度計の取りかえ工事や雨水災害に係るフェンスの設置工事、また、配水管の敷設工事等が行われたものの、企業債償還元金が1,638万円ほど減額になったことが減額の理由だと思われれます。

当年度純利益は3,888万6,000円、前年度繰越利益剰余金は2,465万4,000円でした。

以上で、水道事業会計の説明を終わります。

次に、下水道事業会計でございます。

収益的収支の収入では、税抜き2,190万6,000円増の4億5,401万6,000円で、このうち、営業収益は1億5,423万円でした。有収率は99.7%で、下水道使用料として前年度比税込み647万2,000円増の1億6,701万3,000円を収入といたしました。これについての徴収率も98%と前年度比0.7%増となっています。

支出の下水道事業費用は、同じく税抜きで総額4億1,514万6,000円となり、前年度比408万8,000円の減となりました。これは総係費において下水道経営戦略策定を委託し、これについては550万支出をしておりますが、管渠費のグラインダーポンプ及びマンホールポンプの修繕費328万4,000円が皆減となり、処理場費の電気料が284万8,000円ほど減少したことによって減額の要因と考えられております。

また、営業外費用として企業債の支払利息が前年度比597万円ほど減額となっていることも要因となっております。

資本的収入としては、税込み総額8,108万6,000円で、他会計からの出資金及び補助金で7,198万6,000円となっており、その他については、下水道分担金910万円で構成されています。

資本的支出では、税込み総額2億3,461万3,000円で、処理場改良費として361万8,000円を費やし管渠敷設工事を行いました。

また、企業債償還元金として、前年度比597万円増の2億3,100万1,000円を支出しております。

当年度純利益は3,886万円、前年度繰越利益剰余金は1,286万5,000円となっております。

以上で、下水道事業会計の説明を終わります。

これで会計の説明を終わらせていただきます。

○議長（平沢恒雄君） 以上で、認定第1号から認定第7号までの説明が終わりました。

ここで担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

最初に、認定第1号についての詳細説明はありますか。

○総務課長（赤羽孝之君） ありません。

○議長（平沢恒雄君） 次に、認定第2号についての詳細説明はありますか。

○住民課長（塩原美智代君） ありません。

○議長（平沢恒雄君） 次に、認定第3号についての詳細説明はありますか。

○住民課長（塩原美智代君） ありません。

○議長（平沢恒雄君） 次に、認定第4号についての詳細説明はありますか。



- 保健福祉課長（堤 岳志君） ありません。
- 議長（平沢恒雄君） 次に、認定第5号についての詳細説明はありますか。
- 建設水道課長（篠原雅彦君） ありません。
- 議長（平沢恒雄君） 次に、認定第6号についての詳細説明はありますか。
- 建設水道課長（篠原雅彦君） ありません。
- 議長（平沢恒雄君） 次に、認定第7号についての詳細説明はありますか。
- 建設水道課長（篠原雅彦君） ありません。
- 議長（平沢恒雄君） 以上で、担当課長の詳細説明が終わりました。

ここで、代表監査委員より平成28年度一般会計決算及び特別会計決算並びに公営事業会計決算について、決算審査意見書の報告をお願いします。

笹野代表監査委員。

（代表監査委員 笹野初雄君 登壇）

- 代表監査委員（笹野初雄君） それでは、平成28年度山形村一般会計及び特別会計並びに公営事業会計決算の審査結果のご報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項及び第241条第5項並びに地方公営企業法第30条第2項の規定によりまして審査に付された、平成28年度山形村一般会計及び4特別会計並びに水道事業会計、下水道事業会計の決算につき、平成29年7月20日から8月1日まで、決算書並びに関係諸帳簿、証拠書類等を審査いたしましたので、決算報告書に基づきまして説明させていただきます。なお、決算額は、千円単位で申し上げますのでよろしくをお願いします。

まず1番として、審査の対象であります、記載されているとおりでございますのでよろしくお願いたします。

続きまして、2、審査の方法でございますが、各会計決算書及び決算説明書に基づいて審査するとともに、関係職員から説明を聴取し、また、現場において予算執行が適正かつ効率的になされているか、事務事業が経済的、効果的に行われたかを審査をいたしました。

3の審査の結果でございます。審査に付された山形村一般会計及び4特別会計並びに水道事業会計、下水道事業会計の歳入歳出決算書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書が、関係法令に準拠して作成され、その計数はいずれも正確であることを認めました。また、予算執行の状況も適正であることを認めました。

運用基金は、土地開発基金の年度末現在高は7,863万9,000円でありました。

続きまして、4の決算の概要であります、各会計の決算計数はご覧をいただきたいと思ひます。

続きまして、5番目、審査意見でございます。総括といたしまして、一般会計の歳入歳出差引額と実質収支額ともに1億7,623万9,000円であり、実質収支比率は6.9%でありました。単年度の財政力指数は0.44で、前年度より0.02ポイント上回りました。経常収支比率は81.3%で、前年度を4.8%上回っております。また、人件費につきましては、22%でありました。公債費負担比率は9.1%と、前年に比べて1.8%下回っております。

まず、一般会計から申し上げますと、村税の収納状況ですけれども、前年度と比較といたしますと、調定で2,124万円の増、収入済額で2,574万2,000円の増となっております。これは、所得の増加や建物の新築、また、軽自動車税につきましては税率の変更等によるものと思われます。

収入未済額は、滞納繰越金を含みまして収入未済額は3,003万1,000円となっており、前年度より408万7,000円の減額となっております。徴収率は前年度と比較すると0.6ポイント上昇しております。収納率向上、滞納解消への努力が伺われますが、税の公平の負担からも、引き続き収入未済額の縮減に努めていただきたいと思います。

基金の年度末における合計額は、22億2,938万円であります。

財政調整基金に8,306万5,000円、特定目的基金の庁舎等の建設基金に7,040万5,000円が積み立てられており、それぞれに対し備えがされております。

次に、特別会計であります、まず、国民健康保険特別会計を申し上げます。実質収支額2,166万4,000円でありましたが、前年度繰越金が3,576万2,000円と基金繰入金で2,000万円があったため、本年度も単年度収支はマイナスとなっております。

年度末の国民健康保険支払準備基金の額は1億876万7,000円あります。

また、収納率は85.9%で、前年に比較しますと2.8ポイント上昇しております。不納欠損額342万9,000円ありますが、滞納額は昨年度より1,139万3,000円の減額となっております。

計数についてはご覧をいただきたいと思います。

次に、後期高齢者医療特別会計です。

収納率は99.7%で、前年度と比較すると0.1ポイント上昇しました。滞納額は前年度に対し5万9,000円減少しております。

計数についてはご覧のとおりであります。

次に、介護保険特別会計です。

前年度と比較し、収入未済額は79万5,000円増額し、徴収率も0.1ポイント下がりました。

計数等については書類をご覧をいただきたいと思います。

次に、清水高原簡易水道特別会計です。

特に問題なく運営されており、計数はご覧のとおりです。

運用基金につきましては、冒頭申し上げたとおりでありますので、よろしく願いをいたします。

次に、公営企業会計であります。

まず、水道事業会計を申し上げます。今年度も順調な運営がされておりますが、有収率は77.4%で、前年度に比較すると7.5ポイント下がっております。

当年度純利益3,888万6,000円で、前年度繰越利益剰余金を合わせまして、当年度未処分利益剰余金は6,354万円となっております。

計数等についてはご覧のとおりであります。

次に下水道事業会計ですが、下水道普及率が99.8%、有収率99.7%でありました。

当年度純利益は3,886万円で、前年度繰越利益剰余金と合わせまして、当年度未処分利益剰余金が5,172万6,000円となっております。

計数はご覧のとおりですので、ご覧をいただきたいと思います。

以上をもちまして、平成28年度山形村一般会計及び特別会計並びに公営企業会計の決算につきまして、地方自治法及び地方公営企業関係法令に基づき、審査結果の報告と意見を申し上げ、報告を終わりといたします。

○議長（平沢恒雄君） 村長の提案説明及び代表監査委員の決算審査意見書の報告が終わりましたので、これより認定第1号から認定第7号までの議案について、一括質疑を行います。質問事項が多項目にわたる場合にも、一括して質問してください。答弁はその後、行うようにします。

それでは、質問のある議員の発言を許します。

上条議員。

○2番（上条浩堂君） 2番、上条です。一般会計の全般的なことをお伺いしたいと思いますが、会計管理者の報告によると、山形村の財政は大変厳しいものがあると、そのように受けとめましたが、このそれぞれの数字を見るにつけて、確かに地方交付税

の伸びは望めないのですけれども、村税の税収も増額になっている。また、公債費の減、これは厳しいという割には減額になっている。また一方で、財政調整基金なんかもわずかとはいえ増えている。こういうのを見ると、山形の財政はもうちょっと弾力があるのかな、なんて受けとめてしまうのだけれども、この辺の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 上条議員。

○2番（上条浩堂君） できれば、来年度の予算編成も控えていることだし、村長見解並びに、財政担当の意見をお伺いしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 山形村の今のこの決算に見る数字でありますけれども、財政力指数なんかも4.4ですか、今回、東筑で比べますと、例えば過疎のところだと20%台ですか、0.2ぐらいのところが多いわけですが、山形村はそういった表の数字を見ると非常に豊かなといいますか、そういったことがいえると思います。

今の現状というのをどういうふうに見るかということなのですが、例えば、山形村は今から30年、40年前につくった公共施設、これで大体整備がほぼ整っているという状況であったと思います。これから10年とか20年経つと、道路も橋もそうでありますし、これは国全体がそうなのですから、いろいろな公共施設の建て替えの時期がこれから来るわけでありまして、それに備えるということが必要になってまいります。

いろいろな事業をやっておりまして、その交付税であったりそういうものも入ってきたりして、目の前のお金の行き来が非常にありますので、それに関連した、例えば大きな事業をやりますと、それに関連して雑費や何かとか、事務費も入ってまいりますので、そういったのを利用していろいろなところに投資ができるというようなこともあるのですが、山形村の場合はそういったところがやっぱり向上化している。これからこういった大きな事業をやっていくかというところを今考える時期にあるというふうに認識をしております。

それに向かっては、非常に基金もよその町村に比べますと少ないというような状況でありますし、今現在、ここ2、3年と考えますと余裕があるということがいえるというふうに考えております。

○議長（平沢恒雄君） 宮越総務課財政係長。

○総務課財政係長（宮越卓也君） 今、村長が申し上げましたとおり、現段階では確か

に、数値的には裕福な状況ではありますが、将来を見通した場合に、やはり建物の老朽化等が発生しまして、それに係る修繕がありますので、それに向けて公共施設整備基金を積み立てたり、財政調整基金の積み立てのほうを実施していきたいと思っております。

28年度の決算の数字を見ますと、確かに村税のほうは右肩上がりになっておりますけれども、国からの経済の動向に左右されます補助金等は年々右肩下がりでありますので、やはり税金を全額見通すのではなくて、やはりちょっと若干少なめに見ている点もありますけれども、そういう安定した財政運営を行っておりますので、ちょっと柔軟性には欠けるかもしれませんが、今後、大きな事業等に経費がかかってきますので、こころはしっかり基金等の積み立てを行っていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（平沢恒雄君） 上条議員。

○2番（上条浩堂君） 今後のインフラへの備えが大変重要だと、村当局の意見よくわかりました。ありがとうございました。以上です。

○議長（平沢恒雄君） 上条議員よろしいですね。

ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

---

◎議案第33号から議案第35号

○議長（平沢恒雄君） 日程第16、議案第33号から、日程第18、議案第35号までを一括議題とします。

書記をして各議案の朗読を行います。

神通川書記。

（事務局書記朗読）

○議長（平沢恒雄君） ただいま一括議題といたしました議案第33号から議案第35号の議案について、村長より提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 議案第33号から議案第35号までの条例改正3件について、関連がありますので一括提案説明を申し上げます。

議案第33号「山形村子ども医療給付金条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げます。

平成30年8月1日から長野県内統一で、出生の日から満15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者を対象として、現行の自動給付方式から現物給付方式に変更となるため、現物給付に係る対象となる年齢条件、申請手順及び支払い先等について所要の改正を行うものであります。

また、改正後の条例の施行日は平成30年8月1日ですが、施行に向けて、長野県が本年12月当初に各医療機関等へ契約のための自治体一覧表の情報提供を予定しております。そのためには、各市町村の条例の一部改正がされることが必要なために、本9月定例会に提案をさせていただくものであります。

次に、議案第34号「山形村母子家庭等医療給付金条例の一部を改正する条例について」と、議案第35号「山形村重度心身障害者医療給付金条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げます。

この2件の案件につきましては、いずれも議案第33号と同様の所要の改正を行うものであります。

以上、議案第33号から議案第35号まで、条例改正3件につきまして提案説明を申し上げます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（平沢恒雄君） 村長の提案説明が終わりました。ここで担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

塩原住民課長。

○住民課長（塩原美智代君） それでは、補足説明を申し上げます。

提案説明は今、村長が申し上げたとおりでありますけれども、まず、ここにありません現行の自動給付方式について補足をさせていただきます。

こちらは現在、医療機関あるいは薬局に受診された際に、1レセプトにつきまして500円控除後の一部負担金を窓口で一旦支払いをしていただき、後日、口座振り込みにより村から給付するという方式をとらせていただいているものであります。

これが条例により改正になりますと、現物給付というのは、実際に受診をされた際に、同様に1レセプト当たり500円まではご負担をいただきますが、それ以外の一部負担金は窓口でお支払いをしていただかなくても、直接医療機関とのやりとりで村側か

ら給付をするという、そういう現物給付方式に変わるというものであります。

新旧対照表でご覧いただきますとわかりますように、現行に2項、3項、4項が追加となっております。このそれぞれの項により、現在の自動給付方式での手順と、それから年齢条件、新たに満15歳の年齢に達する最初の3月31日までの間にある者という対象者の年齢条件をここで規定をしております。

また、従来の医療機関と、それから支払い先が特定された、既に契約をしていた医療機関でしたけれども、今回のこの方式によりますと、対象となる医療機関と、それから支払い先が増えますので、このところに国保連合会、社会保険診療報酬支払基金と、対象者もこちらの項によって規定をしているものであります。

山形村の場合には、子どもの医療の給付ですけれども、福祉医療の関係ですけれども、村単で18歳まで対象者を拡大しておりますので、15歳までは長野県統一の方式によりますけれども、その上の年齢のお子さんについては、現行の方式を残すということになりますので、こちらの条例を改正することによって、現行方式はそのままに、新たな対象者の方については15歳までという規定をここに設けていくものであります。

同様に、議案第34号、35号についても同内容の改正をさせていただくものであります。

以上であります。

○議長（平沢恒雄君） 詳細説明、議案第35まで済んだということですね。

村長の提案説明が終わりましたので、これより議案第33号から議案第35号までの議案について一括質疑を行います。質疑事項が多項目にわたる場合にも一括して質問してください。答弁は、その後で行うようにします。

それでは、質問のある議員の発言を許します。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

---

#### ◎議案第36号

○議長（平沢恒雄君） 日程第19、議案第36号「山形村教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長(本庄利昭君) 議案第36号「山形村教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げます。

子ども・子育て支援法は、市町村が子どもや保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、施設や事業者を選択し提供できる体制を整える必要があります。現在、保護者が就労・妊娠・出産等、保育に欠ける事由がなく入園を希望する場合は、村外の幼稚園等を利用している状況であります。

今回、このような場合に利用できる特別利用保育の負担額を新たに設置し、来年度の入園に間に合うように改正をするものであります。施行は、平成30年4月1日を予定しております。

負担額につきましては、教育認定(1号認定)の別表1を基本とし、保育時間、給食費等を勘案し負担額を設定いたしました。また、負担額の減免については、保育認定(第2号・第3号)の認定と同様となります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(平沢恒雄君) 村長の提案説明が終わりました。ここで、詳細説明があれば、これを許します。

百瀬子育て支援課長。

○子育て支援課長(百瀬尚代君) 内容については、今、村長のほうが申し上げたとおりとなります。

この特別利用保育については、保育園の定員数を超過しない範囲の中で受け入れるというような形になりますので、今年度の保育の入園説明会に間に合うようにこのような改正を行いました。

以上です。

○議長(平沢恒雄君) 以上で詳細説明が終わりました。

それでは、議案第36号について質疑を行います。

質問のある議員の発言を許します。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○議長(平沢恒雄君) 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。



◎議案第 37 号

○議長（平沢恒雄君） 日程第 20、議案第 37 号「松本広域連合の処理する事務の変更及び松本広域連合規約の変更について」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 議案第 37 号「松本広域連合の処理する事務の変更及び松本広域連合規約の変更について」の提案説明を申し上げます。

松本広域連合の観光事業については、現在「松本地域観光改革プロジェクト」に取り組むなど、主体的に事業を行っています。また、将来にわたり松本圏域の一体的な観光振興を推進させるため柔軟に対応することが必要なことから、松本広域連合規約の「調査研究に関する事務」に規定されております「広域的な観光振興に関すること」について、広域連合の処理する事務に位置づけを変更するためのものです。

また平成 5 年に広域消防発足時に新たに設置した 4カ所の消防署について、建設費等の起債の償還が完済するため、「署所設置経費」の項を削除するものであります。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（平沢恒雄君） 村長の提案説明が終わりました。ここで、詳細説明があれば、これを許します。

○総務課長（赤羽孝之君） ありません。

○議長（平沢恒雄君） それでは、議案第 37 号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

---

◎議案第 38 号

○議長（平沢恒雄君） 日程第 21、議案第 38 号「平成 28 年度山形村水道事業会計剰余金の処分について」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 議案第38号「平成28年度山形村水道事業会計剰余金の処分について」の提案説明を申し上げます。

本案は、平成28年度決算により生じた利益剰余金について、地方公営企業法第32条第2項の規定により、その処分について議決を求めるものであります。

内容といたしましては、未処分利益剰余金が6,354万円となっておりますが、そのうち100万円を減債積立金に、2,500万円を建設改良積立金として処分し、残り3,754万円は翌年度へ繰り越すものであります。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（平沢恒雄君） 村長の提案説明が終わりました。ここで、詳細説明があれば、これを許します。

○建設水道課長（篠原雅彦君） ありません。

○議長（平沢恒雄君） それでは、議案第38号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

---

◎議案第39号から議案第41号

○議長（平沢恒雄君） 日程第22、議案第39号から、日程第24、議案第41号までを一括して議題とします。書記をして各議案の朗読を行います。

神通川書記。

（事務局書記朗読）

○議長（平沢恒雄君） ただいま一括議題としました議案第39号から議案第41号の議案について、村長より提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 議案第39号から議案第41号の平成28年度の補正予算3件について提案説明を申し上げます。

議案第39号「平成29年度山形村一般会計補正予算（第3号）」の提案説明を申し上げます。

一般会計の補正予算第3号は、歳入歳出予算及び地方債の補正をするものです。

第1条の歳入歳出予算補正は、歳入歳出総額に1億817万6,000円を追加し、補正後の予算規模は34億7,347万6,000円となります。

主なものを申し上げますと、歳入予算では、地方交付税の普通交付税に4,656万6,000円、特別交付税に127万2,000円、国庫支出金に495万7,000円、財産収入に319万6,000円、前年度繰越金に1億923万8,000円、村債に756万円などを追加する一方、分担金及び負担金から526万1,000円、繰入金から5,982万円を減額いたしました。

歳出予算では、地方財政法の規定に基づき、28年度決算の剰余金のうち8,812万円を財政調整基金に積み立てる予算計上をいたしました。そのほか、総務費は、総務管理費に519万円、徴税費に200万円、民生費は、社会福祉費に460万1,000円、児童福祉費に341万5,000円、農林水産業費は、農業費に168万6,000円、土木費に172万2,000円、教育費に128万6,000円などをそれぞれ計上いたしました。

第2条の地方債の補正は、臨時財政対策債について限度額を変更するものであります。

詳細につきましては、補正予算及び補正予算に関する説明書のとおりであります。

次に、議案第40号「平成29年度山形村介護保険特別会計補正予算（第2号）」の提案説明を申し上げます。

平成29年度介護保険特別会計当初予算に対して、歳入歳出それぞれ3,035万3,000円を追加し、総額を7億7,116万1,000円とするものです。

歳入予算では、介護保険料、前年度事業費確定に伴う支払基金交付金、一般会計繰入金及び繰越金をそれぞれ計上しました。

歳出予算では、介護保険支払準備基金積立金、国庫支出金等過年度返還金及び一般会計繰出金の増額であります。

次に、議案第41号「平成29年度山形村清水高原簡易水道特別会計補正予算（第2号）」の提案説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算にそれぞれ22万7,000円を追加し、総額を5,027万5,000円とするものであります。

内容としましては、歳入予算に一般会計繰入金を22万7,000円を追加し、歳出予算では、一般管理費の委託料を22万7,000円増額するものであります。

以上、議案第39号から議案第41号の平成29年度の補正予算3件について提案説明を申し上げます。詳細につきましては、補正予算の説明書のとおりでございます。

ご審議をよろしくお願ひいたします。

○議長（平沢恒雄君） 村長の提案説明が終わりました。ここで担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

初めに、議案第39号についての詳細説明はありますか。

赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） それでは、一般会計補正予算の第3号につきまして補足説明をさせていただきます。

補正予算書の7ページをご覧くださいと思います。歳入歳出補正予算事項別明細書であります。

この歳入の中の地方交付税の関係でありますけれども、普通地方交付税の数値が確定したことによりまして4,783万8,000円の増。

それから、18の繰越金でございます。これも28年度からの繰り越しが確定したことによりまして1億923万8,000円の増、それから村債であります、臨時財政対策債であります。これにつきましても普通交付税の確定数値によりまして756万の増となっております。

減収が見込まれるものですが、分担金及び負担金であります。これにつきましては6月の議会でお願ひしましたけれども、保育料の軽減関係分の減収見込み額であります。526万1,000円の減となっております。

それから繰入金ですが、これにつきましては繰入金を戻すというようなことで、公共施設整備基金からの取り崩しをやめるというような内容でございます。5,982万円を減額するものでございます。

歳入は以上であります。

9ページの歳出の関係でございます。主には、総務費と民生費と諸支出金でございます。

総務費につきましては、地域おこし協力隊関係の経費、それから徴税费等の還付金等で719万円の増額。

それから民生費におきましては、臨時給付金、介護保険への繰り出し等で801万6,000円の増額をお願ひするものでございます。

それから諸支出金につきましては、繰越金の2分の1の額を積み立てるということでございますので、財政調整基金への積み立てということで8,812万円を積み立てるものでございます。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 次に、議案第40号についての詳細説明はありますか。

○保健福祉課長（堤 岳志君） ありません。

○議長（平沢恒雄君） 次に、議案第41号についての詳細説明はありますか。

○建設水道課長（篠原雅彦君） ありません。

○議長（平沢恒雄君） 村長の提案説明が終わりましたので、これより議案第39号から議案第41号までの議案について一括質疑を行います。質問事項が多項目にわたる場合にも一括して質問してください。答弁は、その後、行うようにします。

それでは、質問のある議員の発言を許します。

大月議員。

○8番（大月民夫君） 8番、大月民夫です。一般会計に関してなのですが、地方交付税につきましてお伺いをしたいと思います。

昨年度は、対前年比で7,300万円、パーセンテージ5.3%の減額ということで、先ほど会計管理者からもその要因めいたお話は承ったところなのですが、今回、今確定時点での、今回4,738万円ということで、これで計算しますと、現時点なのですが、対前年比で見ますと、約、金額で6,800万円の減、パーセンテージで昨年に比べて5.5%の減という、そんなことで、今後の動向というのが非常に気になる場所なのですが、もちろん正確な把握は無理としても、今年度末、要するに今年度中、対前年に比べてどんどころに落ちつくのか、もしその辺もくろみというか、思いがありましたらお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 宮越財政係長。

○総務課財政係長（宮越卓也君） 地方交付税のほうなのですが、こちらは普通交付税と特別交付税の2本立てとなっております、普通交付税は額が確定しまして、12億358万4,000円ということで、昨年度対比で1.5%の減となっております。

当初予算のときには国の見込みだとマイナス2.2%の減となる予定ではありましたが、高齢者福祉関係の経費の交付税が山形村は特別多くなりまして、県全体ではマイナス3.1%となっておりますけれども、山形村は県の平均よりも高かったですし、国の見込みよりも高いマイナス1.5%という数値となっております。

先ほど議員さんが申されたマイナス5.5%という中には、多分、特別交付税が今、現段階では留保となっております、その分が今現段階で2,700万円ぐらいでしか見込んでいないものですから、一応今回、今年度は5,000万円強を見込んでいる状況ありま

す。

例年に比べて、昨年度は特別交付税はコンビニ交付がありましたし、おとしは雨水の関係の特別交付税がありましたので、今年は特に突発的なものもありませんので、現段階ではとりあえず5,000万円ということで、例年並みかちょっとそれよりも下がるようなことで見込んでおります。

以上であります。

○議長（平沢恒雄君） 大月議員。

○8番（大月民夫君） ありがとうございます。村の予算の30数%を占めるという大事な財源でございます。昨年みたいに大幅な減がないなという、そんな感触は承りました。ありがとうございます。

○議長（平沢恒雄君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

---

#### ◎議案の委員会付託

○議長（平沢恒雄君） 日程第25、議案の委員会付託を議題とします。

本日提出されました認定第1号から認定第7号及び議案第33号から議案第41号については、お手元に配付の議案付託表のとおり、各常任委員会に付託して審査することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） 異議ないものと認めます。よって、議案付託表のとおり、各常任委員会に付託して審査することに決定いたしました。

---

#### ◎散会宣告

○議長（平沢恒雄君） 以上で、本日の本会議の日程はすべて終了しました。

本日の本会議はこれにて閉議し散会といたします。

（午前 11時8分）

---